



平成31(2019)年度 就学援助制度のお知らせ

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会では、市内の市立小・中学校に通学するお子さま、または、市内に居住し国・県立の小・中学校に通学するお子さまをもつ世帯のうち、経済的な理由により、学校での学習等に必要な費用の支払いにお困りの世帯に対して「就学援助制度」を設けています。

○就学援助の申請は毎年度必要です。平成30年度に就学援助を受けていた世帯も、改めて申請をお願いします。
 ○平成31年1月に就学援助(入学準備金)入学前支給の申請をした世帯は、3月中旬に審査結果を郵送します。
 認定の結果を受けた世帯は、平成31(2019)年度の就学援助も対象となりますので、再度の申請は必要ありません。

申請などで不明な点があれば、**お子さまが通学している小・中学校** または **教育委員会教育支援課** (TEL 092-711-4693) におたずねください。

1 申請方法等

下記のフロー図を参考に、申請が必要な場合は、裏面「2. 申請に必要なもの」に記載の書類等を準備のうえ、申請先へご持参ください。

申請書は受付窓口に設置していますので、申請に必要な書類等を持参された際に記載させていただきます。

生活保護を受けている はい ⇒ **申請手続きは必要ありません。**
※生活保護が廃止・停止になったときは手続きが必要です。

いいえ
 ↓

下記要件①～⑦の**いずれか1つ**に該当する (各要件毎に必要な書類は裏面「2 申請に必要なもの」をご確認ください。)
 ※保護者である父母が同じ要件に該当している必要があります。(ひとり親家庭等の場合を除く。)

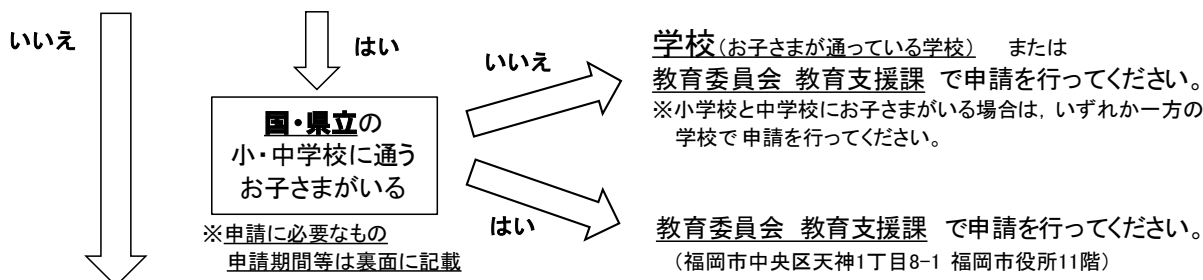
- ① 生活保護の廃止・停止を受けたがなお経済的に困っている方
- ② 市民税が非課税であるか、又は減免の適用を受けている方
- ③ 国民年金又は国民健康保険の保険料の全額減免を受けている方
- ④ 職業安定所登録の日雇い労働者の方、又は生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている方
- ⑤ ひとり親家庭などで児童扶養手当を受けている方
- ⑥ 保護者の市民税所得割額と県民税所得割額の合算が基準額以下である方
(税額の確認方法については教育委員会ホームページをご参照ください。)

申請時期	税証明書類の年度	市民税所得割額と県民税所得割額の合算 (16歳未満のお子さまの人数に応じて下記の額以下)					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
2019年 5月31日まで	平成30年度	100,200	135,600	171,100	209,100	244,700	280,200
2019年 6月3日以降	平成31年度	99,800	135,300	170,800	208,800	244,300	279,800

〔16歳未満のお子さまの人数〕

- ・平成30年度税証明で申請される場合 … 平成14年1月2日～平成30年1月1日までに生まれたお子さまの人数
- ・平成31年度税証明で申請される場合 … 平成15年1月2日～平成31年1月1日までに生まれたお子さまの人数

- ⑦ 上記の①～⑥にはあたらない(H31年度の税額も基準を超えている)が、特別な事情により、前年に比べて収入が減少し、認定基準以下の状態にあると認められる方



就学援助の対象とはなりません。

※申請手続きは原則必要ありませんが、審査を希望される方は受付いたします。

2 申請に必要なもの

- (1) 印鑑 (シャチハタ等のスタンプ印は不可)
 (2) 就学援助費の振込先を希望される口座の通帳やキャッシュカードなど
 (3) 前ページの「1. 申請方法等」の要件①～⑦に応じた証明書類 (下記のいずれか)

要件	申請に必要な証明書類
①	生活保護 停止・廃止決定通知書
②	市・県民税 非課税証明書 又は 減免通知書
③	国民年金保険料 免除申請承認通知書 又は 国民健康保険料 減免承認決定通知書 等 (申請時に全額の減免を受けていること)
④	日雇労働被保険者手帳 又は 生活福祉資金貸付決定通知書 等
⑤	児童扶養手当 証書 (申請時点で有効期限内の証書であること)
⑥	市・県民税を証明する書類 (次のア～ウの書類のいずれか) ア) 市・県民税 特別徴収税額の通知書 ⇒毎年5～6月頃に会社から渡されます。 イ) 市・県民税 納税通知書 (表紙及び課税明細書の部分) ⇒毎年6月中旬頃に区役所から送付されます。 ウ) 市・県民税 課税証明書 (福岡市以外の市町村での名称は「所得課税証明書」等) ⇒各区役所 課税課, 福岡市税証明郵送請求センター等で発行しています。
⑦	平成31年度市・県民税額を証明する書類 及び 収入が減少していることがわかる書類 等 (詳しくは 教育委員会教育支援課までお問い合わせください) ※平成31年度市・県民税額を証明する書類が必要なため、申請を行えるのは早くとも5月中旬以降です。

※ 証明書類は、原則として保護者である父母2名分が必要です。(ひとり親家庭等の場合を除く。)

※ お子さまを父母以外の方が扶養している場合は、その方の証明書類も必要です。

※ 証明書等に不備がある場合は、認定できません。

3 申請時期等

平成31年3月1日(金)受付開始

申請時期により、就学援助費の認定および支給時期が下記のとおり異なります。

「2 申請に必要なもの」を準備のうえ、お早めに申請をお願いします。

申請時期	認定・支給
3/1(金)～5/31(金)	平成31年4月分から認定・支給
6/3(月)～7/31(水)	申請月分から認定・支給 (ただし、平成31年度の税の証明書で申請する場合は、平成31年4月分から)
8/1(木)～翌3/31(火)	申請月分から認定・支給

※ 上記にかかわらず、市外から転入された場合は、その前月以前の方は認定・支給されません。
(転入前の市町村にご相談ください。)

4 支給項目、支給方法

支給項目	小学校		中学校		支給方法
	対象学年	支給額	対象学年	支給額	
給食費	全学年		全学年		就学援助の受給期間中は、保護者への請求および口座からの引落はありませ
学用品費等	1年	13,100円	1年	24,800円	左記金額を、各学期末(7月、12月、3月)の3回に分けて支給します。 ※認定月が4月の世帯の支給額です。認定月により、支給額が異なります。
	2～6年	15,350円	2,3年	27,090円	
入学準備金	1年	50,600円	1年	57,400円	認定月が4月の世帯のみ支給します。
修学旅行費	6年生		2年生		参加後に、学校からの報告を受けて支給します。(約3～4ヶ月後) ※参加時点で、就学援助の受給期間中でないと対象となりません。 ※修学旅行費、校外活動費は支給上限額があります。
社会科見学費	5年生				
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	全学年		全学年		
卒業記念品費	6年生		3年生		購入後に、学校からの報告を受けて支給します。(3学期末) ※購入時点で、就学援助の受給期間中でないと対象となりません。 ※いずれの項目も、支給上限額があります。
体育実技用具費 (柔道着のみ)			全学年		
通学費	全学年		全学年		対象世帯のみ、学校からの報告を受けて支給します。(各学期終了後) ※支給要件があるため、詳しくは学校にご相談ください。
災害給付金	全学年		全学年		事実発生後に、支給します。

※各支給項目の金額については、教育委員会ホームページをご覧ください。申請時に職員におたずねください。